

村 下 第 126 号
平成 29 年 10 月 6 日

村上市上下水道事業審議会
会 長 大 串 葉 子 様

村上市長 高 橋 邦 芳

村上市上下水道料金の改定について（諮問）

村上市上下水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 村上市上下水道料金の改定について
- ① 水道料金の従量料金について
 - ② 下水道使用料の従量料金について

2. 諮問趣旨

上下水道は、市民生活や経済活動に欠かすことができないライフラインとして重要な役割を担っております。

本市においては、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間として、中長期的な経営の基本計画である「水道事業経営戦略」、「簡易水道事業経営戦略」及び「下水道事業経営戦略」を平成29年3月に策定いたしました。

また、簡易水道事業及び下水道事業につきましては、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図るため、現在、平成32年度から地方公営企業会計へ移行するための準備を進めているところです。

全国的な少子高齢化に伴う人口減少や節水機器の普及などにより水需要が減少傾向にあり、事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、本市においても例外なく厳しい状況にあります。

将来にわたり安全で良質な水道水の安定供給や、生活環境の向上に必要な水質の改善に大きな役割を果たす下水道など、これら事業経営を安定して継続していくためには、経営基盤の強化を図ることが重要な課題となっています。

このような状況の中、本市の上下水道料金は、合併前の旧5市町村の料金体系がそのまま引き継がれ平成20年4月1日に合併しましたが、合併協定及び平成22年6月の村上市上下水道料金統一検討委員会の意見を踏まえ、基本料金については激変緩和措置を図り平成26年度から平成30年度までの5年間で全地区の基本料金が同一となるように段階的に調整を行っているところであり、また、従量料金の統一につきましては、基本料金の統一後に行うこととし、現在に至っているところでもあります。

つきましては、上下水道事業の適正な運営を図るため、水道料金及び下水道使用料の従量料金の額及び改定の時期を貴審議会に諮問いたします。